

## 陳 情 文 書 表

令和 4 年 9 月 1 日 提出

番 号	令和 4 年 陳情第 1 3 号
件 名	「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」の提出を求める陳情
陳情の趣 旨	<p>2019 年 10 月の消費税率 10%への引上げにあわせて、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入され、2021 年 10 月から課税事業者登録が始められました。</p> <p>しかし、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会をはじめ様々な団体・個人から、制度の廃止や実施延期を求める声が上がっています。</p> <p>これまで、基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下であれば消費税の納税は免除されていましたが、インボイス制度の登録事業者になれば売上高にかかわらず納税義務が発生します。一方、消費税の仕入税額控除を受けるためには、登録事業者の発行する適格請求書が必要となります。そのため、免税事業者は取引を避けられかねず、登録してもしなくても、零細事業者、個人事業主などには従前に比べて負担がかかることとなります。</p> <p>例えば、全国約 70 万人のシルバー人材センターの会員も、請負・委託契約の場合、納税義務者です。そのため、シルバー人材センターが仕入税額控除を受けようとするれば、会員である高齢者は、インボイス制度に登録し消費税を納めなければならなくなります。また、農業者は、農協を通じた取引について適格請求書の発行を免除されているものの、機械利用組合等の構成員となっている場合、登録業者になることが必要となります。そのため、JA は農業者全員がインボイス登録を行うことを推奨しており、十勝の基幹産業である一次産業への影響は非常に大きいものとなります。</p> <p>多くの中小零細事業者は、コロナ危機と物価高騰の下、事業継続、雇用維持に懸命に取り組んでおり、インボイス制度への登録、経理事務の準備、新たな納税の負担に耐えられる状況にはありません。これ以上の負担を課すことは、コロナ禍からの経済再生を阻害することにもつながります。</p> <p>よって、国及び政府においては、中小企業や個人事業主の事業</p>

	存続と再生、ひいては日本経済振興のために、2023年10月からの消費税インボイス制度の実施を中止することを強く求めるよう意見書の提出を陳情します。
陳情者の住所氏名	芽室町東6条4丁目4 帯広民主商工会 芽室班 福良幹男
受付年月日	令和4年8月15日
備考	